

監査告示 第4号

令和5年2月22日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

令和4年度第3回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 鹿児島中央地下駐車場株式会社

所在地 鹿児島市山下町4番1号

区分 出資団体

出資金の名称 鹿児島中央地下駐車場株式会社株券（所管課：市街地まちづくり推進課）

出資金の額 300,000,000円

イ 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

所在地 鹿児島市新屋敷町16番228号

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市営住宅等（所管課：住宅課）

委託費の額 515,611,075円（令和3年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和3年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和3年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、出資団体については事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和4年11月29日から令和5年2月22日まで

7 監査執行上の除斥

志摩れい子監査委員は、鹿児島中央地下駐車場株式会社の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

8 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 鹿児島中央地下駐車場株式会社（出資金）

出資金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

(2) 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていると認めた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの